

令和元年6月13日現在

機関番号：37104

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03808

研究課題名(和文) 自由市場および規制市場における会計士監査の意義と機能に関する統合的研究

研究課題名(英文) Study on the Role of Audit in Free and Regulated Market

研究代表者

異島 須賀子(Ijima, Sugako)

久留米大学・商学部・教授

研究者番号：20336069

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、(1)法規制等で強制されなくても企業の利害関係者(とくに株主と経営者)により会計士監査が要請されたという歴史的事実があること、(2)(1)のプロセスは新古典派経済学の理論(エージェンシー理論およびゲーム理論)を用いて論証可能であること、(3)会計士監査に関する規制は巨額の会計不正の発覚後に強化されるという歴史を繰り返していること、および(4)自由市場もしくは規制市場のいずれの市場においても会計士監査がその意義と機能を効果的に発揮するには監査人の独立性が必要不可欠であることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

自由市場と規制市場にわけて分析した本研究には2つの学術的意義がある。第一に本研究では会計士監査に関する規制のない自由市場を想定することにより新古典派の経済理論から導出される会計士監査の意義を提唱するとともに、これらの理論仮説を史実に基づいて実証した。第二に規制市場における会計士監査に関する研究は法規制や基準の解説が多い状況のなか、本研究では規制市場における会計士監査の意義と機能について分析した。

研究成果の概要(英文)：This study clarified that：

(1) there is historical facts that an accountant audit has been requested by a company stakeholder (especially a shareholder and a manager), (2) (1) can be verified using economic theory (agent theory and game theory), (3) audit regulations have a history of being strengthened with each accounting fraud, and (4) auditor independence is essential whether it is a free or regulated market.

研究分野：会計学

キーワード：会計士監査 自由市場 規制市場

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は自由市場および規制市場における会計士監査の意義や機能の変遷に関する歴史的事実と理論仮説を有機的に結びつける研究を行ってきた。

会計士監査の意義と機能に関する研究の学術的背景を自由市場と規制市場にわけて述べると、下記とおりである。

(1) 自由市場における会計士監査の意義と機能に関する研究の学術的背景

法規制等で強制されなくても会計士監査を必要とする根拠を説明できる経済理論として、エージェンシー理論がある。株式会社では所有者たる株主と実際に経営上の意思決定を行う経営者とが異なる「所有と経営が分離」した状態にあることは、Berle & Means [1932] が指摘したとおりである。「所有と経営が分離」ということは、株主(プリンシパル)と経営者(エージェント)が「プリンシパル=エージェント関係」にあることを意味する(Jensen & Meckling [1976])。プリンシパル=エージェント関係においては、エージェントの機会主義的行動に起因するエージェンシー・スラック(agency slack)が問題となるが、かかる問題を軽減もしくは解消するためのシステムとして需要されるのが会計士監査なのである。すなわち、エージェンシー理論を用いることにより、法規制等の有無に関係なく会計士監査が需要される理論仮説(意義)を導き出すことが可能となるのである。この点に関して監査を経済サービスととらえて会計士監査の役割について論じた先駆的研究としてWallace [1986]がある。また、プリンシパル=エージェント関係における会計士監査の意義に関しては、利害関係者を経済合理的なプレイヤーを見なすことにより、ゲーム理論を用いて分析することも可能である。エージェンシー理論やゲーム理論を用いて自由市場における会計士監査の意義について理論的に論じ、自由市場における会計士監査の機能についての仮説を歴史的に検証したものとして、異島 [2000] [2011]がある。

(2) 「規制市場」における会計士監査の意義と機能に関する研究の学術的背景

会計士監査を強制した法規制等が制定された当時の論文や議事録等を吟味することにより、法規制で会計士監査を強制する意味や規制市場における会計士監査の意義や機能を明らかにすることができると思われる。Wallace [1986]が自由市場と規制市場における会計士監査の経済的役割について問題提起して久しいが、その研究の中心はあくまでも自由市場に関するものであり、規制市場に移行したことにより会計士監査固有の意義や機能の変容したのか、変容したとすればどのように変容したのかについては未だ説明されていない。異島 [2013] [2014]は規制市場における会計士監査の意義や機能を検討しており、上記論点を解明するための糸口となると考えられる。

また、会計士監査が法規制等で強制されてから今日まで、会計士監査をめぐる種々の基準等が改訂されている。これらの改訂が会計士監査の有効性(ひいては規制市場における会計士監査の意義や機能)を高めるものであるか否かを検証することも忘れてはならない論点である。会計士監査に関する基準等が改訂されるのは、大抵の場合、企業等による何等かの不祥事に対処するためのものであることが多いこともあり、かかる論点について経済理論を用いて解明した先行研究はほとんどないが、異島 [2007]は、ゲーム理論を用いて会計士監査の基準や規定を改訂することに伴う会計士監査の意義や機能の変容について理論的に追及したものである。

《引用文献》

- 異島須賀子 [2000] 「自由市場」における会計監査の意味 証券二法制定前の米国を対象として 『会計史学会年報』(日本会計史学会) 第18巻、2000年3月。
- 異島須賀子 [2007] 「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの意義と課題 制度の視点から」 『現代監査』(日本監査研究学会) 第17号、2007年3月。
- 異島須賀子 [2011] 「会計士監査の社会的役割 会計士監査のシグナリング機能の検証」 『経済学研究』(九州大学経済学会) 第77巻第5・6号、2011年3月。
- 異島須賀子 [2013] 「標準監査報告書の拡充とその経済的帰結」 『会計・監査ジャーナル』(日本公認会計士協会) 第25巻第10号、2013年10月。
- 異島須賀子 [2014] 「規制当局の観点からみた標準監査報告書の拡充」 『久留米大学商学研究』(久留米大学商学会) 第19巻第3・4号、2014年3月。
- Berle, A. A., Jr. and G. C. Means [1932], *The Modern Corporation*, The Macmillan Co. (北島忠男訳 [1958] 『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店。)
- Jensen, M. C. and W. H. Meckling [1976], "Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure," *Journal of Financial Economics*, Vol.3, No.4.
- Wallace, W. A. [1986], *Auditing Monographs*, PWS-Kent Publishing Company (千代田邦夫他訳 [1990] 『ウォーレスの監査論 自由市場と規制市場における監査の経済的役割』同文館。)

2. 研究の目的

研究代表者は、これまで会計士監査の意義と機能に関する「歴史貫通的な理論」の構築を目指して研究を重ねてきた。より具体的には、研究代表者の最終的な研究目的は、従来、点においていた先行研究の成果を線でつなぐとともに、会計士監査固有の意義と機能についての歴史貫通的な理論を追求することにより、会計士監査の有効性を高める法規制等の方向性を提示することである。

3. 研究の方法

研究の目的を達成するため、本研究では、(1) 経済理論に基づく理論的研究、(2) 文献・資料を用いた歴史研究、および(3)(1)の理論的研究と(2)の歴史研究を有機的に結び付ける実証的研究の3つの方法を用いた。

4. 研究成果

研究初年度の平成27年度より、法規制等により会計士監査が強制されていない市場(自由市場)と強制されている市場(規制市場)を区別し、それぞれの市場における会計士監査の意義と機能について理論的かつ歴史的に検証した。より具体的には、本研究では、(1) 法規制等で強制されなくても企業の利害関係者(とくに株主と経営者)により会計士監査が要請されたという歴史的事実があること、(2)(1)の会計士監査の要請と規制化のプロセスは新古典派経済学の理論(エージェンシー理論およびゲーム理論)を用いて論証可能であること、(3) 会計士監査に関する規制は社会的に影響の大きい会計不正が発覚するたびに新設・改訂されるという歴史を繰り返していること、および(4) 自由市場もしくは規制市場のいずれの市場においても会計士監査がその意義と機能を効果的に発揮するには監査人の独立性が必要不可欠であることを明らかにした。これらの研究成果は、後掲の「5. 主な発表論文等」の雑誌論文、学会発表、および図書として公表している。

また、平成29年度が最終年度の予定であったが、当初予定していなかったわが国の監査制度の個別論点(内部統制監査)を追加検証したため、研究成果の一部の公表の時期が平成30年度となった。なお、追加検証した論点の研究成果は、に掲げた平成30年度監査研究学会第41回西日本部会の統一論題「内部統制監査制度の功罪 日本公認会計士協会近畿会監査問題特別委員会提言集から」(「5. 主な発表論文等」の学会発表)において発表したうえで、学会誌(「5. 主な発表論文等」雑誌論文)に公表している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

異島須賀子「監査意見としての適正性と準拠性」『現代監査』査読無し、第26巻、2016年3月、34-42頁。

異島須賀子「監査人の独立性に関する倫理規則の意義と限界」『会計不正事例と監査(中間報告)』査読無し、2016年9月、28-35頁。

異島須賀子「監査人の独立性に関する倫理規則の意義と限界 事例：カネボウ」『会計不正事例と監査(最終報告)』査読無し、2017年9月、55-71頁。

異島須賀子「不正経理と会計士監査」『會計』査読無し、第193巻第2号、24-35頁。

異島須賀子「内部統制報告制度の現状分析」『現代監査』査読無し、第29巻、2019年3月、34-42頁。

〔学会発表〕(計 5 件)

異島須賀子「監査目的の多様化に伴う準拠性意見導入の意義と課題」日本監査研究学会第38回西日本部会・統一論題報告および討論、岡山大学、2015年7月11日。

吉見 宏・異島須賀子ほか「会計不正事例と監査(中間報告)」日本監査研究学会第39回全国大会・課題別研究部会報告、西南学院大学、2016年9月8日。

吉見 宏・異島須賀子ほか「会計不正事例と監査（最終報告）」日本監査研究学会第40回全国大会・課題別研究部会報告、北海道大学、2017年9月14日。

異島須賀子「不正経理と会計士監査」日本会計研究学会第76回全国大会・統一論題報告および討論、広島大学、2017年9月23・24日。

異島須賀子「内部統制報告制度の現状分析」日本監査研究学会第41回西日本部会・統一論題報告および討論、神戸大学、2018年7月14日。

〔図書〕(計 1 件)

異島須賀子「監査人の独立性に関する倫理規則の意義と限界」吉見 宏編著『会計不正事例と監査』同文館出版、2018年。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

異島 須賀子 (IJIMA Sugako)

久留米大学・商学部・教授

研究者番号：20336069

(2) 研究分担者

(3) 研究協力者

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。